改善委託試験評価結果の随時公表における取り扱いの明確化

改善委託試験評価結果の随時公表については、その公表日が、改善前の評価結果の公表日と近いタイミングになる場合があり得ることから、公表された両方の結果を見た方が混乱しないよう、この場合の取り扱いについて以下のとおり明確化する。

１．改善委託試験評価においては、改善された内容も、評価結果と合わせて公表する。

２．改善委託試験評価を申請する場合は、その結果の公表日が、改善前の評価結果の公表日以降となるように、改善前の評価結果の公表日を前倒しする。

ただし、検討会選定車やニューモデルで発売前のもの、また、フルセット委託試験で公表日を前倒しした場合は全ての項目の試験が終了できない場合など、改善前の評価結果を前倒しできない場合にあっては、改善委託試験評価結果の公表日を改善前の評価結果の公表日と同日とすることができる。
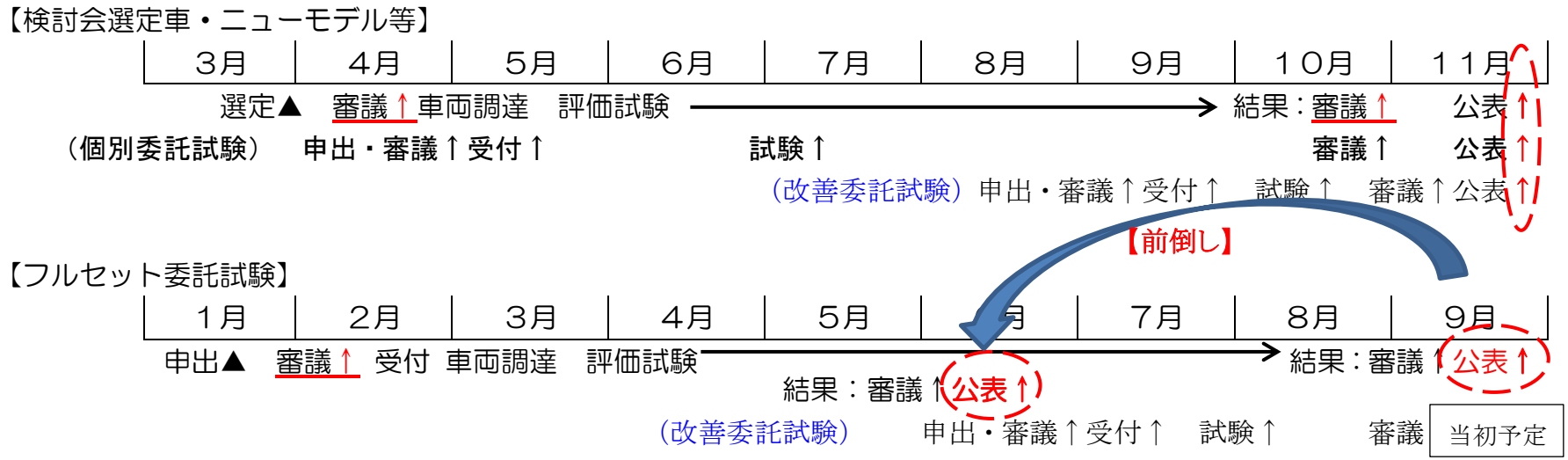
（例示）